

事 務 連 絡
平成23年9月27日

各都道府県障害福祉主管課（室） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）」は、平成22年12月10日に公布され、平成23年10月1日から重度の視覚障害者（児）に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスである「同行援護」が施行されます。

ご承知のとおり、盲ろう者に対するコミュニケーション支援は、触手話や指点字など視覚障害者（児）への支援方法とは異なるものであることから、多くの盲ろう者に対する支援は、都道府県地域生活支援事業の一つである「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」において、利用者に対する適切なアセスメントにより、引き続き実施することが必要と考えております。

今後とも、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、地域生活支援事業の特別支援事業も活用するなど、予算措置に当たり特段のご配慮をお願いするとともに、盲ろう者の自立と社会参加に引き続きご協力いただけますようお願いいたします。

なお、参考資料として各都道府県の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について（平成21年度末現在）」をお送りいたしますので、業務の参考にしていただきますようお願いいたします。